

【別表1】

タイムスケジュール

	児童発達支援	放課後等デイ（開校日）	放課後等デイ（休校日）
9:00	順次来園・自由遊び		順次来園・自由遊び
10:20	朝の会	（早帰りなど）	朝の会
11:00	主活動・知育活動・療育など	順次来園	学習
11:30	運動・療育など		
12:00	昼食（昼食後自由遊び）	昼食（昼食後自由遊び）	昼食（昼食後自由遊び）
12:50	お昼寝（年長児は自立活動）		
13:15		学習・レクリエーションなど	運動・レクリエーションなど
14:00	（帰園：送迎者のみ）		
15:00	おやつ	（通常下校）	おやつ
15:30		順次来園	お掃除
16:00	個別療育など	学習・集団活動・個別療育など	自由活動など
16:50	帰りの会		帰りの会
17:00			送迎開始・サービス提供終了
17:15		帰りの会	
17:30	サービス提供終了	送迎開始・サービス提供終了	

※タイムスケジュールはお子様に合わせて都度変更になります。それぞれのお子様に適したタイムスケジュールを考えてまいります。

【別表2】

令和3年4月1日現在

通所支援利用料金表（単位×10円×0.1）

○児童発達支援（1日につき）

算定項目	内容	単位
児童発達支援給付	定員10名 ※放課後等デイサービスと合わせて10名	885
児童指導員等加配加算（専門職）	必要員数に加えて、理学療法士等専門職員を1名以上配置	187
専門的支援加算	基本給付費と児童指導員等加配加算に加えて、理学療法士等（保育士・児童指導員は5年以上の経験）を1名以上配置	187
個別サポート加算（Ⅰ）	ケアニーズが高く一定の要件に該当する障害児に対して算定	100
（Ⅱ）	要保護児童等に対し関係機関と必要時に連携した場合に算定	125
利用者負担上限管理加算	1月内の利用者負担上限管理を行った場合に算定	150/月
欠席時対応加算（月4回まで）	急病等により急に利用キャンセルした場合に算定	94
送迎加算	自宅と事業所などの間を送迎した場合に算定	片道 54
延長支援加算（Ⅰ）	開所時間以外に利用した場合に算定（1時間未満）	61
（Ⅱ）	〃（1時間以上2時間未満）	92
家庭連携加算（Ⅰ）（月4回まで）	居宅等に訪問し、相談援助を行った場合に算定（1時間未満）	187
（Ⅱ）	〃（1時間以上）	280
事業所内相談支援加算（Ⅰ）	療育に関する相談援助を行った場合に算定（月1回を限度）	100
（Ⅱ）	療育に関する相談援助をグループで行った場合に算定（月1回を限度）	80
関係機関連携加算（Ⅰ）（月1回まで）	保育所等関係機関と連絡調整や会議を開催した場合に算定	200
（Ⅱ）（1回を限度）	小学校等入学時に関係機関と連絡調整を行った場合に算定	200
保育・教育等移行支援加算	保育所等での受け入れが可能となり、事業所を卒業。卒業後30日以内に居宅等を訪問し相談援助を行った場合に算定	500
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき上記合計額に81／1000を掛ける	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき上記合計額に13／1000を掛ける	
合計利用料金（1日）	円	

○放課後等デイサービス（１日につき）

単位

算定項目	内容	単位
放課後等デイサービス給付	定員10名 ※※児童発達支援と合わせて10名 イ：学校終了後に受け入れ ロ：学校休業日（長期休暇や土曜日等）に受け入れ	イ 604 ロ 721
児童指導員等加配加算（専門職）	必要員数に加えて、理学療法士等専門職員を1名以上配置	187
専門的支援加算	基本給付費と児童指導員等加配加算に加えて、理学療法士等を1名以上配置	187
個別サポート加算（Ⅰ） （Ⅱ）	ケアニーズが高く一定の要件に該当する障害児に対して算定 要保護児童等に対し関係機関と必要時に連携した場合に算定	100 125
利用者負担上限管理加算	1月内の利用者負担上限管理を行った場合に算定	150/月
欠席時対応加算（Ⅰ）（月4回まで） （Ⅱ）（月4回まで）	急病等で前日午前以降に利用をキャンセルした場合に算定 当日の急な休みや体調不良等で30分以内の利用に対して算定	94 94
送迎加算	自宅と事業所などの間を送迎した場合に算定	片道 54
延長支援加算（Ⅰ） （Ⅱ）	開所時間以外に利用した場合に算定（1時間未満） 〃（1時間以上2時間未満）	61 92
家庭連携加算（Ⅰ）（月4回まで） （Ⅱ）	居宅等に訪問し、相談援助を行った場合に算定（1時間未満） 〃（1時間以上）	187 280
事業所内相談支援加算（Ⅰ） （Ⅱ）	療育に関する相談援助を行った場合に算定（月1回を限度） 療育に関する相談援助をグループで行った場合に算定（月1回を限度）	100 80
関係機関連携加算（Ⅰ）（月1回まで） （Ⅱ）（1回を限度）	保育所等関係機関と連絡調整や会議を開催した場合に算定 小学校等入学時に関係機関と連絡調整を行った場合に算定	200 200
保育・教育等移行支援加算	保育所等での受け入れが可能となり、事業所を卒業。卒業後30日以内に居宅等を訪問し相談援助を行った場合に算定	500
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき上記合計額に84／1000を掛ける	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき上記合計額に13／1000を掛ける	
合計利用料金（1日）	円	

○保育所等訪問支援（１回につき）

単位

算定項目	内容	単位
保育所等訪問支援給付費	イ：訪問支援員が1人のみを支援 ロ：訪問支援員が1日に複数支援した場合に1人に付き	イ 1035 ロ 963
訪問支援員特別加算	相談支援、直接業務に5年以上従事した心理や作業療法士等の専門職員が支援を行う場合	679
初回加算	支援の開始月において算定（過去6月間に当該サービスを利用したことがない場合に限る）	200
家庭連携加算（Ⅰ）（月4回まで） （Ⅱ）	居宅等に訪問し、相談援助を行った場合に算定（1時間未満） 〃（1時間以上）	187 280
利用者負担上限管理加算	1月内の利用者負担上限管理を行った場合	150/月
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき上記合計額に81／1000を掛ける	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	1月につき上記合計額に11／1000を掛ける	
合計利用料金（1日）	円	

【別表2の2】

利用者負担上限月額

区分	世帯の収入状況	上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯（年収80万円以下）	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯（年収300万円以下）	0円
無償化対象児	満3歳になった後の4月1日から小学校入学まで	0円
一般	市町村民税非課税世帯（年収890万円以下）	4,600円
	〃（年収890万円より上など）	37,200円

【別表3】

キャンセル料

○ 健康上によるもの	無 料
○ 利用予定日の前日12時までに申し出があった場合	
○ 健康上以外で、利用予定日の前日12時以降に申し出があった場合	障害児通所給付費の5割

※児童発達支援・放課後等デイサービスにて、欠席時対応加算を算定した場合はキャンセル料を頂きません。